

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部
を改正する法律に関する説明会
議事次第

1. 日 時 令和7年7月10日(木) 14:20~15:00

2. 開催方法 オンライン会議 (Zoom 利用)

3. 議 事

(1) 文部科学省より説明

給特法等改正法の内容、今後のスケジュール等について

(2) 質疑応答

4. 配付資料

資 料 給特法等の一部を改正する法律について

参考資料 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策 工程表

令和7年7月10日
公立の義務教育諸学校等の教育職員の
給与等に関する特別措置法等の一部
を改正する法律に関する説明会
資料

給特法等の一部を改正する法律について

文部科学省初等中等教育局



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数（産育加配）の弾力的な運用について

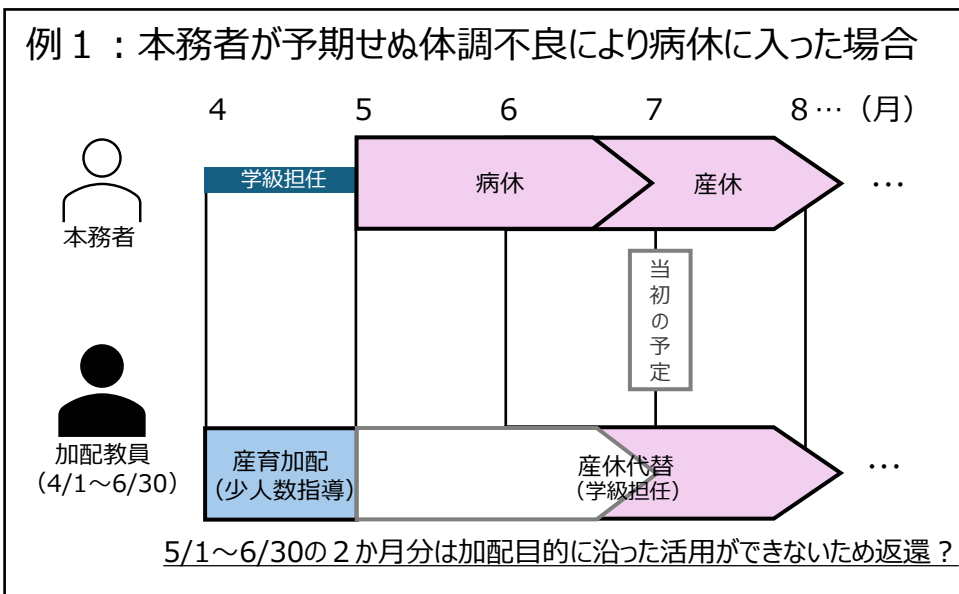
制度概要：年度途中における産・育休代替教師の任用が困難であることを見越して、年度当初から臨時的任用教職員を前倒しで任用する場合、4月から産・育休を取得する前月までの月数に応じて、加配定数を人数換算で措置。
現行の加配制度の枠組みの中で実施するものであり、措置目的に沿った活用が必要となる。

(例) 7月から産休に入ることが予定されている場合 → 3ヵ月/12ヵ月 (0.25人)

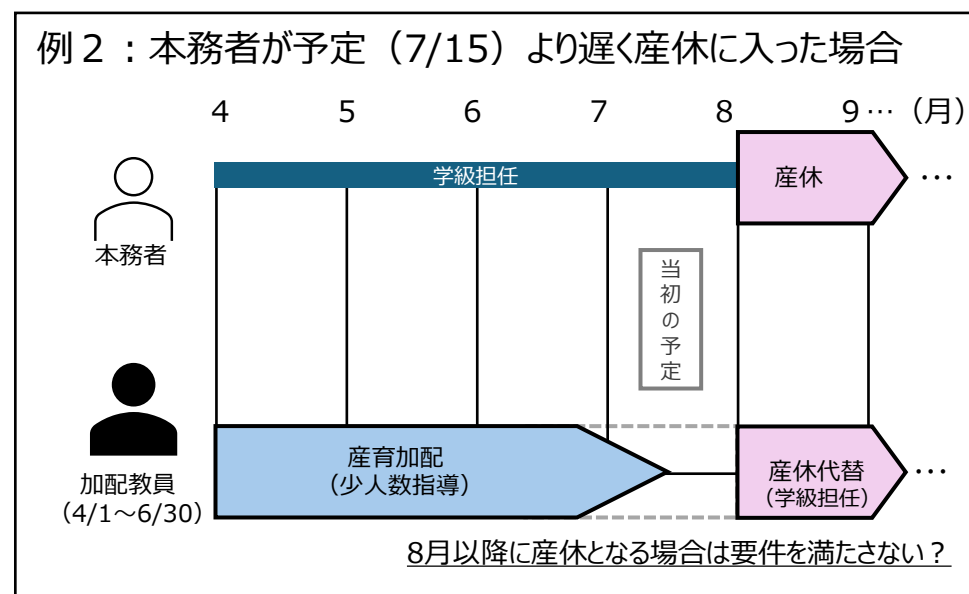
加配要件：5月から7月までに産・育休の代替教職員を配置するため、当該年度の当初から臨時的任用教職員を任用し、産・育休取得予定教職員が産・育休を取得するまでの間、加配事由に沿った指導等を行うこと。

一方、予測し得ない産・育休の時期の前倒し・後ろ倒しに伴い、措置目的を満たさず加配定数の返還が懸念される例が生じている。

例1：本務者が予期せぬ体調不良により病休に入った場合



例2：本務者が予定（7/15）より遅く産休に入った場合



- 予期し得ない産・育休取得時期の前倒し・後ろ倒しが発生し、結果的に加配目的を満たさない期間や、加配要件を満たさない事態が生じた場合であっても、やむを得ない事態であることから、加配の返還は不要。
- 加配定数のさらなる弾力的な運用については、今後も検討してまいります。

先般の限度政令改正を踏まえ、正規教員の計画的な採用についても御検討をお願いいたします。